

[illegible]

御 殿 場 市

目 次

議案番号	件 名	頁
報告第 1 1 号	令和 6 年度御殿場市一般会計等健全化判断比率及び公営 企業会計資金不足比率について	1
報告第 1 2 号	御殿場総合サービス株式会社の経営状況について	5 資料 1 4
報告第 1 3 号	債権放棄の報告について	6
報告第 1 4 号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）	9
報告第 1 5 号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）	1 0

報告第 11 号

令和 6 年度御殿場市一般会計等健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度御殿場市一般会計等健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率を、監査委員の意見を付けて報告する。

令和 7 年 9 月 3 日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

令和 6 年度御殿場市一般会計等健全化判断比率

(単位：％)

健全化判断比率	令和 6 年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	1 2 . 5 3	2 0 . 0 0
② 連結実質赤字比率	—	1 7 . 5 3	3 0 . 0 0
③ 実質公債費比率	1 0 . 3	2 5 . 0	3 5 . 0
④ 将来負担比率	2 1 . 3	3 5 0 . 0	

(注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」で表示。

令和 6 年度御殿場市公営企業会計資金不足比率

(単位：％)

公営企業会計の名称	令和 6 年度	経営健全化基準
上水道事業会計	—	2 0 . 0
工業用水道事業会計	—	2 0 . 0
簡易水道事業会計	—	2 0 . 0
公共下水道事業会計	—	2 0 . 0
農業集落排水事業会計	—	2 0 . 0
公設浄化槽事業会計	—	2 0 . 0

(注) 資金不足額がない場合は、「—」で表示。

令和 6 年度 御殿場市財政健全化審査意見書

第1 審査の対象

- 1 令和 6 年度 御殿場市一般会計等健全化判断比率
(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和 7 年 7 月 9 日から 8 月 2 0 日まで

第3 審査の方法

審査は、市長から提出された財政健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され、その比率が正確に算出されているかどうかを主眼とし、各事業の決算書等との計数の照査を行うとともに関係職員から説明を聴取して実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：％)

区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	12.53	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	17.53	30.00
③ 実質公債費比率	10.4	10.3	25.0	35.0
④ 将来負担比率	11.0	21.3	350.0	—

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費率又は将来負担比率が算定されない場合には、「—」で表示。

第5 総括意見

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の全ての比率が早期健全化基準を下回っており、引き続き健全な財政運営及び経営に努められるよう要望する。

令和6年度 御殿場市公営企業会計 資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

- 1 資金不足比率
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和7年6月16日から8月20日まで

第3 審査の方法

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和6年度	経営健全化基準
上水道事業会計	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	20.0
簡易水道事業会計	—	—	20.0
公共下水道事業会計	—	—	20.0
農業集落排水事業会計	—	—	20.0
公設浄化槽事業会計	—	—	20.0

※資金不足額がない場合は、「—」で表示。

第5 総括意見

上記各会計の資金不足比率は経営健全化基準を下回っており、引き続き健全な経営に努められるよう要望する。

報告第 12 号

御殿場総合サービス株式会社の経営状況について

御殿場総合サービス株式会社の経営状況について、別冊のとおり関係書類を作成したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、議会に提出する。

令和 7 年 9 月 3 日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

報告第 13 号

債権放棄の報告について

御殿場市債権管理条例（令和 4 年御殿場市条例第 37 号）第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり市の債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 3 日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

令和6年度 御殿場市債権管理条例第11条第1項に伴う債権放棄報告書

債権の名称 (担当部署)	放棄事由	件数 (件)	金額 (円)
生活保護費返還金 (社会福祉課)	第6号 (徴収停止)	8	54,929
市営住宅使用料・ 駐車場使用料 (建築住宅課)	第2号 (生活困窮)	4	2,878,900
	第3号 (行方不明)	2	711,560
	第4号 (時効)	15	3,457,778
	第5号 (破産免責)	1	80,400
	第6号 (徴収停止)	5	129,130
	小計	27	7,257,768
幼稚園入園受入 準備料・授業料 (保育幼稚園課)	第4号 (時効)	21	1,112,000
診療収入 (救急医療課)	第3号 (行方不明)	75	1,861,390
	第5号 (破産免責)	1	19,400
	第6号 (徴収停止)	2	24,230
	小計	78	1,905,020
学校給食費 (学校給食課)	第3号 (行方不明)	17	804,758
	第4号 (時効)	47	3,773,936
	第6号 (徴収停止)	1	2,700
	小計	65	4,581,394

債権の名称 (担当部署)	放棄事由	件数 (件)	金額 (円)
水道料金 (上水道課)	第 3 号 (行方不明)	1 2	7 9 4, 5 9 0
	第 6 号 (徴収停止)	5	5 6, 3 7 0
	小計	1 7	8 5 0, 9 6 0
合計		2 1 6	1 5, 7 6 2, 0 7 1

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 3 日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第 14 号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第 3 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 6 月 30 日

御殿場市長 勝 又 正 美

令和 7 年 1 月 14 日、御殿場市からアメリカ合衆国への国外転出の届出の際、相手方からのマイナンバーカードの国外継続利用の申出に反して事務処理を行ったことにより当該カードが失効したことに対する損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 64,820 円

2 損害賠償の相手方 【略】

【略】

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 3 日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第 15 号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第 3 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 28 日

御殿場市長 勝 又 正 美

令和 7 年 4 月 30 日、市内川島田 695 番地付近の市道 4228 号線において、走行中の乗用車が消火栓枠への接触により右側前輪のタイヤ及びホイールを損傷した事故に対する損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 48,979 円

2 損害賠償の相手方 【略】

【略】

